

長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則

(最終改正：平成31年3月28日 長野県規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県戸倉野外趣味活動センター条例(昭和42年長野県条例第10号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、長野県戸倉野外趣味活動センター(以下「センター」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定によるセンターの利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を条例第4条の規定によりそのセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 利用目的
 - (2) 利用日時
 - (3) 利用する施設又は備品等の名称
 - (4) 入場料又はこれに類するものを徴収する場合にあつては、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、野球場及び庭球競技場を専用しないで利用しようとする場合にあつては、口頭によることができる。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定によるセンターの利用の許可をしたときは、その利用許可書(野球場及び庭球競技場を専用しないで利用しようとする場合にあつては、その利用券)を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 条例第3条の規定によるセンターの利用の許可を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申込書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第3条の規定によるセンターの利用の許可を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 条例第3条の規定による利用の許可を受けた者その他センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設又は備品を損傷しないこと。
- (2) センター内において、他人の迷惑になるような行動をし、又は騒音を発しないこと。
- (3) 利用の許可のない施設又は備品を利用しないこと。
- (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) センター内に爆発物、可燃物、鉄砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(施設等の損傷等の届出)

第6条 条例第3条の規定による利用の許可を受けた者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失した

ときは、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(利用後の処理)

第7条 条例第3条の規定による利用の許可を受けた者は、施設又は備品の利用を終了したときは、当該利用した施設又は備品を清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第6条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第6条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第7条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(休場日)

第9条 センターの休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(利用時間)

第10条 センターの利用時間は、別表第1に掲げる時間とする。

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第11条 条例第10条第2号に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(利用料金の納付方法)

第12条 センターの利用料金(条例第9条第3号に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、第3条の利用許可書又は利用券が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、野球場及び庭球競技場を専用しないで利用しようとする場合にあっては、利用の際に利用料金を納付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合にあつては、当該利用が終わつた後に利用料金を納付させることができる。

(野球場等の利用料金)

第13条 条例別表の1に規定する知事が定める額は別表第2のとおりとし、条例別表の2に規定する知事が定める額は別表第3のとおりとする。

(利用料金の減免)

第14条 条例第13条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要であると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第13条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 県が主催するもの 100分の100

(2) 国又は県以外の地方公共団体が県と共催するもの 100分の75

(3) 国又は県以外の地方公共団体と国又は地方公共団体以外の団体（以下「団体」という。）とが県と共催するもの 100分の50

(4) 団体が県と共催するもの 100分の50

(5) 国又は県以外の地方公共団体が主催し、又は共催するもの 100分の50

(6) 団体が国又は県以外の地方公共団体と共催するもの 100分の25

3 条例第13条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第15条 条例第14条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日とする。

2 条例第14条第3号に規定する特別の理由は、指定管理者が特に必要であると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第14条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合

ア 全く利用できなくなつたとき 100分の100

イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなつたとき 100分の50

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 100分の50（利用日の1月前の日までに取り消した場合にあつては、100分の75）

(3) 条例第14条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1) (第10条関係)

センターの利用時間

	区分	利用時間
野球場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時（月曜日は、午後5時）まで
	10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
庭球競技場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後9時30分（月曜日は、午後5時）まで
	10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後9時（月曜日は、午後5時）まで

(別表第2) (第13条関係)

野球場の利用料金

区分		金額
専用する場合	午前6時から午前8時までの間に利用する場合	円 600
	午後5時30分から午後7時までの間に利用する場合	500
専用しない場合	1人2時間までごとに	60

(別表第3) (第13条関係)

庭球競技場の利用料金

区分		金額
夜間照明施設を利用しない場合	午前6時から午前8時まで又は午後5時から午後7時まで	200円
夜間照明施設を利用する場合	午後5時から午後9時まで	1時間までごとに 900円

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名 印

長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。
(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。